

福岡県自立支援資金貸付の手引き

令和7年4月

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

目 次

1	福岡県自立支援資金貸付の概要	1
1	福岡県自立支援資金とは	
2	貸付の種類	
3	貸付対象者	
4	貸付申請方法	
5	貸付申請期限	
6	貸付対象者の選考及び貸付契約の締結	
7	貸付額	
8	貸付期間	
9	現況確認	
10	連帯保証人	
11	貸付契約の解除	
12	返還	
13	延滞利息	
14	返還の債務の履行猶予	
15	返還の債務の当然免除	
16	返還の債務の裁量免除	
2	自立支援資金申請手続・契約等の流れ	5
3	提出書類一覧	6
1	就職者	
2	進学者	
3	資格取得希望者	
4	福岡県自立支援資金 貸付規程	14
5	様式	22
様式第 1 号	自立支援資金貸付申請書	
様式第 2 号	同意書	
様式第 3 号	在職証明書（就職内定書）	
様式第 4 号	在学証明書	
様式第 5 号	自立支援資金貸借契約書	／ 記入方法の説明
様式第 6 号	自立支援資金振込口座申請書	
様式第 7 号	住所、氏名変更届	
様式第 8 号	死亡届	

様式第 9 号	就業（修学）継続不能届
様式第 10 号	辞退届
様式第 11 号	離職届
様式第 12 号	貸付停止届
様式第 13 号	再就職届
様式第 14 号	貸付再開届
様式第 15 号	退学、休学、復学、卒業、停学届
様式第 16 号	現況届
様式第 17 号	自立支援資金返還猶予申請書
様式第 18 号	自立支援資金返還方法届
様式第 19 号	自立支援資金返還方法変更届
様式第 20 号	自立支援資金返還当然免除事実発生届
様式第 21 号	自立支援資金返還免除申請書
様式第 22 号	自立支援資金貸付決定通知書
様式第 23 号	自立支援資金貸付決定通知書（連帯保証人宛）
様式第 24 号	自立支援資金貸付不承認通知書
様式第 25 号	自立支援資金貸付不承認通知書（連帯保証人宛）
様式第 26 号	自立支援資金貸付納入通知書
様式第 27 号	自立支援資金返還猶予決定通知書
様式第 28 号	自立支援資金返還猶予不承認通知書
様式第 29 号	自立支援資金返還免除決定通知書
様式第 30 号	自立支援資金返還免除不承認通知書
様式第 31 号	福岡県自立支援資金貸付事業について（聴取）
様式第 32 号	福岡県自立支援資金貸付事業について（回答）
様式第 33 号	福岡県自立支援資金貸付事業について（意見書）
様式第 34 号	自立支援資金貸付変更申請書
	福岡県自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて
	福岡県自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱同意書

1 福岡県自立支援資金貸付の概要

1 福岡県自立支援資金とは

児童養護施設等退所者で就職や進学をした者のうち、住居や生活費等安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額や生活費の貸付けを行うことで、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とするものです。

また、児童養護施設等に入所中の者に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付けを行うことで、円滑な自立を支援することを目的とするものです。

2 貸付の種類

生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費

3 貸付対象者

(1) 生活支援費

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者（以下「進学者」）

(2) 家賃支援費

ア 進学者

イ 就職により児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者（以下「就職者」）

(3) 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者（児童養護施設等を退所した者であって、退所後5年以内にある者）（以下「資格取得希望者」）

4 貸付申請方法

貸付けを希望する者は、自立支援資金貸付申請書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、施設に入所していた者はその施設に、里親委託されていた者は児童相談所に提出してください。

(1) 生活支援費

- ・親権者等法定代理人の同意書（申請時18歳未満）
- ・在学証明書（入学決定書）

(2) 家賃支援費

- ・親権者等法定代理人の同意書（申請時18歳未満）
- ・在職証明書又は在学証明書（就職内定書又は入学決定書）
- ・家賃額を証する書類

(3) 資格取得支援費

- ・親権者等法定代理人の同意書（申請時 18 歳未満）
- ・資格取得費用見積書（領収書）の写し

5 貸付申請期限

貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から 5 年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができます。児童養護施設の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとします。

6 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

自立支援資金の貸付けを希望する者の申請により選考を行い、貸借契約を締結します。

7 貸付額

- | | | | |
|-----------|--------------------------|---|------|
| (1) 生活支援費 | 月額 50,000 円 | } | 分割交付 |
| (2) 家賃支援費 | 月額 32,000 円を上限とする家賃相当額実費 | | |

※上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち 2 年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができます。

- (3) 資格取得支援費 250,000 円を上限とする資格取得費の実費 一括交付

8 貸付期間

- (1) 進学者 正規修学年数
(病気等により真にやむを得ない事情によって留年した期間も含む)
- (2) 就職者 2 年間

9 現況確認

貸付け 2 年目以降は、次に掲げる書類を添付し、福岡県社会福祉協議会に提出してください。

(1) 進学者

貸付期間中は毎年 4 月 15 日までに、在学証明書、前年度の家賃振込を証する書類を提出してください。(生活支援費のみ貸付けを受けている場合は、家賃に係る書類の提出は不要)

卒業後は毎年 4 月 15 日までに、現況届を提出してください

(2) 就職者

貸付期間中は毎年 4 月 15 日までに、現況届、前年度の家賃振込を証する書類を提出してください。

貸付期間終了後は毎年 4 月 15 日までに、現況届を提出してください。

(3) 資格取得希望者

就職した以降は 4 月 15 日までに、現況届を提出してください。

10 連帯保証人

原則として連帯保証人を立てるものとします。(1名)

ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができます。

11 貸付契約の解除

次の場合のいずれかに該当する場合には、貸付契約が解除となります。

- ・進学者が大学等を退学したとき又は停学となったとき
- ・就職者が就職先を離職したとき
- ・就職者又は進学者が死亡したとき
- ・自立支援資金の貸付期間中に貸付けを受けている者が貸付契約の解除を申し出たとき

12 返還

次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）には、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間での返還が困難であると認められる場合は、貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間）の範囲内で、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければなりません。

- ・自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- ・貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日又は施設等を退所した日から1年以内に就職しなかったとき
- ・資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなつたと認められるとき
- ・業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなつたとき

13 延滞利息

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3.0%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。

14 返還の債務の履行猶予

貸付規程第20条を参照ください。

15 返還の債務の当然免除

次の各号のいずれかに該当する場合には、返還の債務を免除します。

(1) 進学者

- ・大学を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき

- ・就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき

(2) 就職者

- ・就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- ・就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき

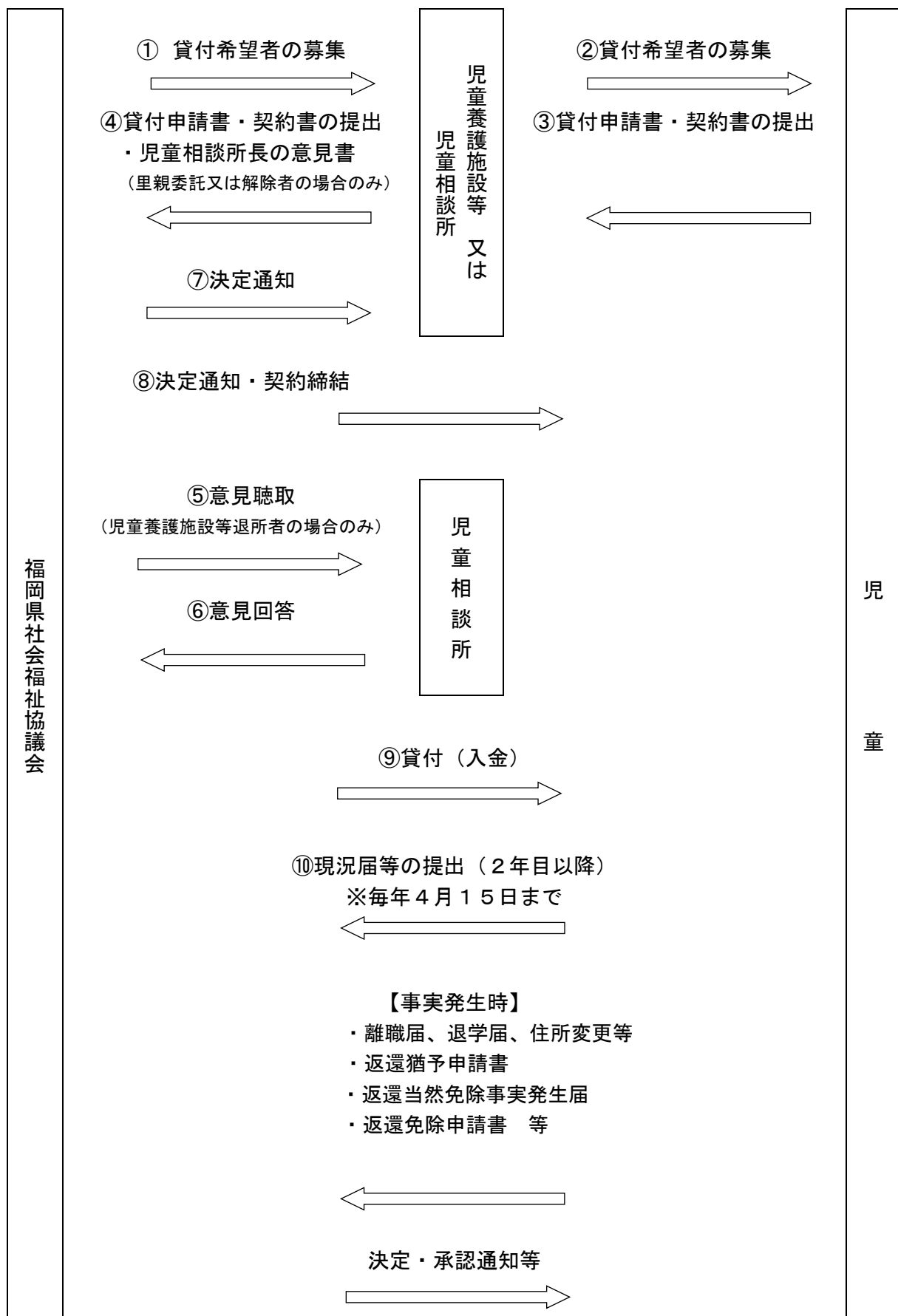
(3) 資格取得希望者

- ・就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき
- ・就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき

16 返還の債務の裁量免除

貸付規程第21条、貸付規程細則第10条を参照ください。

2 自立支援資金申請手続き・契約等の流れ



3 提出書類一覧

自立支援資金の貸付けを受けた者は、貸付期間中だけでなく、就職後も返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出等を行う必要があります。

これらの届出等は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出等を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますから、事実の発生した日から15日以内に必ず届出等を行うようにしてください。

様式は、インターネットでダウンロードして御提出ください。

1 就職者

(1) 貸付けの申請をする時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金貸付申請書	第1号	※賃貸契約書の写し等、家賃額を証する書類を添付
親権者等法定代理人の同意書	第2号	
在職証明書（就職内定書）	第3号	
自立支援資金貸借契約書	第5号	※申請者・連帯保証人が記名押印（実印）し、2部提出。そのうち1部に収入印紙を貼付 ※連帯保証人の印鑑証明書を添付
自立支援資金振込口座申請書	第6号	※預金通帳（口座名義・口座番号の確認ができるもの）の写しを添付
福岡県自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱同意書		

(2) 前年度に引き続き貸付けを受ける時

提出書類名	様式番号	備考
現況届	第16号	4月1日現在の状況を4月15日までに提出

(3) 貸付期間以降に引き続き就業している時

提出書類名	様式番号	備考
現況届	第16号	4月1日現在の状況を4月15日までに提出
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	

(4) 貸付けを受けている者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があった時

提出書類名	様式番号	備考
氏名、住所変更届	第7号	※戸籍抄本又は住民票を添付 ※引き続き家賃支援費の貸付けを受ける場合は、賃貸契約書の写し等家賃額を証するものを添付

(5) 5年間就業した時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還当然免除事実発生届	第20号	※在職証明書（様式第3号）を添付

(6) 貸付けを辞退する時

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第10号	自立支援資金の貸付けを辞退する場合
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	自立支援資金の貸付け辞退後、引き続き就労を行っている場合 ※在職証明書（様式第3号）を添付

(7) 離職した時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第11号	※在職証明書（様式第3号）を添付

(7-2) 貸付けを受けている期間中にやむを得ない理由により離職した時

提出書類名	様式番号	備考
貸付停止届	第12号	

(7-3) 離職後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	事実発生から30日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社協が指示する頻度により提出すること

(7-4) 離職後、再就職した時

提出書類名	様式番号	備考
再就職届	第13号	※在職証明書（様式第3号）を添付

(7-5) 貸付けを受けている期間中にやむを得ない理由により離職した者が再就職した時

提出書類名	様式番号	備考
貸付再開届	第14号	

(7-6) 離職後、全額返還する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法届	第18号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(7-7) 離職後、一部免除し、残りを返還する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法届	第18号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること
自立支援資金返還免除申請書	第21号	

(8) 返還方法を変更する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法変更届	第19号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(9) 貸付けを受けた者が死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
死亡届又は就業(修学)継続不能届	第8号 第9号	※死亡診断書又は診断書を添付

(9-2) 業務による事由により死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還当然免除事実発生届	第20号	※事実を証明する書類を添付

(10) 貸付内容を変更する場合

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金貸付内容変更申請書	第34号	※自立支援資金貸借変更契約書 (印紙貼付、連帯保証人の印鑑証明書及び貸貸契約書の写し等家賃額を証するものを添付)

2 進学者

(1) 貸付けの申請をする時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金貸付申請書	第1号	
親権者等法定代理人の同意書	第2号	
在学証明書	第4号	入学時は入学決定を証する書類の写しで可
自立支援資金貸借契約書	第5号	申請者・連帯保証人が記名押印（実印）し、2部提出。そのうち1部に収入印紙を貼付 連帯保証人の印鑑証明書を添付
自立支援資金振込口座申請書	第6号	預金通帳（口座名義・口座番号の確認ができるもの）の写しを添付
福岡県自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱同意書		

(2) 前年度に引き続き貸付けを受ける時

提出書類名	様式番号	備考
在学証明書	第4号	

(3) 貸付けを受けている者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があった時

提出書類名	様式番号	備考
氏名、住所変更届	第7号	※戸籍抄本又は住民票を添付 ※引き続き家賃支援費の貸付けを受ける場合は、賃貸契約書の写し等家賃額を証する書類を添付

(4) 大学等を卒業した時

提出書類名	様式番号	備考
退学、休学、復学、卒業、停学届	第15号	

(4-2) 卒業後、すぐに就職した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書（就職内定書）	第3号	
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	

(4-3) 卒業後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	事実発生から30日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社協が指示する頻度により提出すること

(5) 大学等を卒業後1年以内に就職しなかった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法届	第18号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(6) 貸付期間以降に引き続き就業している時

提出書類名	様式番号	備考
現況届	第16号	4月1日現在の状況を4月15日までに提出

(7) 5年間就業した時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還当然免除事実発生届	第20号	※在職証明書（様式第3号）を添付

(8) 自立支援資金貸付を辞退する時

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第10号	自立支援資金の貸付けを辞退する場合
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	自立支援資金の貸付け辞退後、引き続き修学を行っている場合 ※在学証明書（様式第4号）を添付

(9) 退学、休学、復学、卒業、停学した時

提出書類名	様式番号	備考
退学、休学、復学、卒業、停学届	第15号	

(9-2) 退学後、自立支援資金を返還する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法届	第18号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(10) 卒業後、就職したが離職した時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第11号	※在職証明書（様式第3号）を添付

(10-2) 離職後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	事実発生から30日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社協が指示する頻度により提出すること

(10-3) 離職後、再就職した時

提出書類名	様式番号	備考
再就職届	第13号	※在職証明書（様式第3号）を添付

(10-4) 離職後、自立支援資金を一部免除し、残りを返還する時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第11号	※在職証明書（様式第3号）を添付
自立支援資金返還方法届	第18号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること
自立支援資金返還免除申請書	第21号	

(11) 返還方法を変更する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法変更届	第19号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(12) 貸付けを受けた者が死亡又は心身の故障のため就業（修学）を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
死亡届又は就業（修学）継続不能届	第8号 第9号	※死亡診断書又は診断書を添付

(12-2) 業務による事由により死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還当然免除事実発生届	第20号	※事実を証明する書類を添付

(13) 貸付内容を変更する場合

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金貸付内容変更申請書	第34号	※自立支援資金貸借変更契約書 （印紙貼付、連帯保証人の印鑑証明書及び貸貸契約書の写し等家賃額を証するものを添付）

3 資格取得希望者

(1) 自立支援資金貸付の申請をする時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金貸付申請書	第1号	※資格取得費用見積書（領収書）の写しを添付
親権者等法定代理人の同意書	第2号	
自立支援資金貸借契約書	第5号	申請者・連帯保証人が記名押印（実印）し、2部提出。そのうち1部に収入印紙を貼付 連帯保証人の印鑑証明書を添付
自立支援資金振込口座申請書	第6号	預金通帳（口座名義・口座番号の確認ができるもの）の写しを添付
福岡県自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱同意書		

(2) 貸付けを受けている者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があった時

提出書類名	様式番号	備考
氏名、住所変更届	第7号	※戸籍抄本又は住民票を添付

(3) 施設退所（委託解除）後又は大学等卒業後、すぐに就職した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書（就職内定書）	第3号	
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	

(3-2) 施設退所（委託解除）後又は卒業後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	事実発生から30日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社協が指示する頻度により提出すること

(4) 施設退所（委託解除）後又は大学等を卒業後1年以内に就職しなかった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法届	第18号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(5) 引き続き就業している時

提出書類名	様式番号	備考
現況届	第16号	4月1日現在の状況を4月15日までに提出

(6) 2年間就業した時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還当然免除事実発生届	第20号	※在職証明書（様式第3号）を添付

(7) 資格を取得する見込みがなくなると認められる時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法届	第18号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(8) 施設退所（委託解除）後又は卒業後、就職したが離職した時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第11号	※在職証明書（様式第3号）を添付

(8-2) 離職後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第17号	事実発生から30日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社協が指示する頻度により提出すること

(8-3) 離職後、再就職した時

提出書類名	様式番号	備考
再就職届	第13号	※在職証明書（様式第3号）を添付

(8-4) 離職後、自立支援資金を一部免除し、残りを返還する時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第11号	※在職証明書（様式第3号）を添付
自立支援資金返還方法届	第18号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること
自立支援資金返還免除申請書	第21号	

(9) 返還方法を変更する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法変更届	第19号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(10) 貸付けを受けた者が死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
死亡届又は就業（修学）継続不能届	第8号 第9号	※死亡診断書又は診断書を添付

(10-2) 業務による事由により死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還当然免除事実発生届	第20号	※事実を証明する書類を添付

福岡県自立支援資金 貸付規程

(目的)

第1条 この規定は、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について（平成28年3月7日厚生労働省発雇時0307第3号厚生労働事務次官通知）」、「児童養護施設退所者などに対する自立支援資金貸付制度の運営について（平成28年3月7日雇時発0307第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「福岡県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業実施要綱（平成28年4月1日施行）」の規定に基づき、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 福岡県自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

(貸付の種類)

第3条 自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

(貸付対象者)

第4条 自立支援資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、以下のとおりとする。

- 一 生活支援費の貸付対象者は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業所（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）
- 二 家賃支援費の貸付対象者は、次のとおりとする。
 - イ 進学者
 - ロ 児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）
- 三 資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

(自立支援資金の貸付期間及び貸付額)

第5条 自立支援資金の貸付期間及び貸付額は、以下のとおりとする。

一 生活支援費

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額50,000円

※ 上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

二 家賃支援費

イ 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額 32,000 円を限度とする（管理費及び共益費を含む。）

ロ 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後から 2 年を限度として就労している期間

貸付額：32,000 円を限度とする（管理費及び共益費を含む。）

三 資格取得支援費の貸付額は、資格取得に要する費用の実費とし、250,000 円を上限とする

（貸付方法及び利子）

第 6 条 自立支援資金は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から 5 年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、前条第 1 号から第 3 号までの貸付について、申請はそれぞれ 1 回までとする。

3 利子は、無利子とする。

（連帯保証人）

第 7 条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

（貸付けの申請手続）

第 8 条 自立支援資金の貸付けを申請しようとする者は、自立支援資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）に貸付けを受けようとする事項に応じて、次に掲げる書類を添付して、県社協会長に提出するものとする。

一 就職者（家賃支援費）

- ・自立支援資金貸付申請書 様式第 1 号
- ・同意書 様式第 2 号
- ・在職証明書（就職内定書） 様式第 3 号
- ・家賃額を証する書類
- ・里親委託中および里親委託解除者は、児童相談所長の意見書 様式第 3 3 号

二 進学者（生活支援費および家賃支援費）

- ・自立支援資金貸付申請書 様式第 1 号
- ・同意書 様式第 2 号
- ・在学証明書（入学決定書） 様式第 4 号
- ・家賃額を証する書類
- ・里親委託中および里親委託解除者は、児童相談所長の意見書 様式第 3 3 号

三 資格取得支援費希望者

- ・自立支援資金貸付申請書 様式第 1 号
- ・同意書 様式第 2 号
- ・資格取得費用見積書（領収書）の写し
- ・里親委託中および里親委託解除者は、児童相談所長の意見書 様式第 3 3 号

(選考)

第9条 県社協会長は、貸付対象者の選考を前条の規定により提出された書類の審査によって行うものとする。

2 県社協会長は、貸付対象者の選考を行うに当たっては児童相談所長に意見を聴かなければならない。

(貸付決定通知書の交付)

第10条 県社協会長は、申請者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、自立支援資金貸付決定通知書に(様式第22・23号)より申請者、連帯保証人及び児童養護施設長等に対し通知するものとする。

2 県社協会長は、申請者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、前条に準じて、自立支援資金貸付不承認通知書(様式第24・25号)により申請者、連帯保証人及び児童養護施設長等に対し通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第11条 県社協会長は、貸付けを決定した貸付対象者と自立支援資金貸借契約書(様式第5号)により貸付契約を締結するものとする。

(借受人等の責務)

第12条 自立支援資金の貸付けを受けた者は、「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」(令和6年3月30日付けこ支家第183号こども家庭庁支援局通知)別紙1の「社会的養護自立支援拠点事業」を行う者及び児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 自立支援資金の貸付けを受けた者及び連帯保証人は、県社協から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

(貸付けの停止)

第13条 貸付けを受けている就職者の就職先が倒産したとき又は災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由等により就労することができなくなったときは、離職届(様式第11号)及び貸付停止届(様式第12号)を県社協会長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出をした者が再就職したときは、再就職届(様式第13号)及び貸付再開届(様式第14号)を県社協会長に届け出なければならない。

3 県社協会長は第1項の規定により離職届を受領したときは、第2項に規定する貸付再開届の提出があるまで貸付けを停止する。ただし、停止期間は2年以内とする。

(貸付契約の解除)

第14条 県社協会長は、貸付けを受けている進学者が大学等を退学及び停学となったとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき又は貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したときは、その契約を解除するものとする。

2 県社協会長は、貸付けを受けている進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第15条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 進学者については、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- 二 就職者については、就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- 三 資格取得希望者については、就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき、及び2年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のための就業を継続することができなくなったとき

(返還)

第16条 自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸し付けを受けた期間の2倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると県社協会長が認めた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間）の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦等による均等償還により返還しなければならない。

- 一 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
 - 二 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
 - 三 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
 - 四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- 2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

(一時償還)

第17条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 自立支援資金を貸付けの目的以外に使用したとき
- 二 償還金の支払を怠ったとき
- 三 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この規程の規定若しくは自立支援資金の貸付契約の条項に違反し、又は県社協会長の指示に従わなかったとき

(返還方法等)

第18条 自立支援資金の返還は、1回払、半年賦又は月賦等による均等償還によるものとし、県社協会長が発行する請求書をもって行うものとする。

(返還方法届)

第19条 第16条各号に規定する理由が生じたことにより自立支援資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第20条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第21条の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して15日以内に自立支援資金返還方法届（様式第18号）を県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の返還方法届に基づき貸付金の納入を決定したときは、自立支援資金貸付納入通知書（様式第26号）により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の返還方法届に記載した自立支援資金の返還方法及び返還額を変更するときは、自立支援資金返還方法変更届（様式第19号）を県社協会長に提出しなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第20条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 一 進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等（大学院を含む。）に在学しているとき
- 二 資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき、及び大学等（大学院を含む。）に在学しているとき

- 2 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、当該各号に掲げる事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものについては、この限りでない。

- 一 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の債務の裁量免除)

第21条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸付けた自立支援資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなった場合
返還の債務の額（既に返還を受けた額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 二 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した場合
返還の債務の額の全部又は一部
- 三 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続した場合
返還の債務の額の一部
- 四 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき
返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第22条 県社協会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。ただし、当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

(返還猶予の申請手続)

第23条 第20条の規定による自立支援資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還猶予申請書(様式第17号)に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、自立支援資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、自立支援資金返還猶予決定通知書(様式第27号)により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第1項の申請書を審査し、自立支援資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、自立支援資金返還猶予不承認通知書(様式第28号)により申請者に通知するものとする。

(返還免除の届出手続)

第24条 貸付けを受けている者は、第15条各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して15日以内に自立支援資金返還当然免除事実発生届(様式第20号)に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。

- 2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、自立支援資金の返還債務を免除するときは、自立支援資金返還免除決定通知書(様式第29号)により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第1項の届出書を受理し、自立支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、自立支援資金返還免除不承認通知書(様式第30号)により申請者に通知するものとする。

(返還免除の申請手続)

第25条 第21条の規定による自立支援資金の返還債務の免除を受けようとする者は、自立支援資金返還免除申請書(様式第21号)に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、自立支援資金の返還債務の免除を決定したときは、自立支援資金返還免除決定通知書(様式第29号)により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第1項の申請書を受理し、自立支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、自立支援資金返還免除不承認通知書(様式第30号)により申請者に通知するものとする。

(届出)

第26条 貸付けを受けている者及び第20条の2の一に該当する者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して15日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。 様式第7号

- 二 退学、休学、復学若しくは卒業したとき又は停学の処分を受けたとき。 様式第 15 号
 - 三 離職したとき。 様式第 11 号
 - 四 再就職したとき。 様式第 13 号
 - 五 自立支援資金の貸付けを辞退するとき。 様式第 10 号
 - 六 連帯保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき。 様式第 7 号
 - 七 家賃額に変更があったとき。 様式第 34 号、様式第 35 号
- 2 連帯保証人（連帯保証人がいない場合は、児童養護施設等に入所中又は退所した者については児童養護施設長、里親等に委託中又は委託を解除された者については児童相談所長）は、保証に係る貸付けを受けている者が死亡又は心身の故障のため就業（修学）を継続することができなくなったときは、その日から起算して 15 日以内に死亡届（様式第 8 号）又は就業（修学）継続不能届（様式第 9 号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 貸付けを受けている者は、自立支援資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、就職者については毎年 4 月 1 日現在の現況届（様式第 16 号）、進学者については毎年 4 月 1 日現在の在学証明書（様式第 4 号）をその年の 4 月 15 日までに県社協会長に提出しなければならない。

（会計経理）

- 第 27 条 県より交付された貸付原資及び事務費については、この事業に関する特別会計を設けるか、または、平成 23 年 7 月 27 日雇発 0329 第 24 号、社援発 0329 第 56 号、老発 0329 第 28 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。
- 2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計または、社会福祉法人会計基準に基づきサービス区分に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合は、その年度以降毎年度その年度において返還された自立支援資金に相当する額を県に返還するものとする。

（補足）

- 第 28 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 10 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 28 日に施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 25 日に施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 25 日に施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 19 日に施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 24 日に施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

5 様 式

様式第 1 号	自立支援資金貸付申請書	
様式第 2 号	同意書	
様式第 3 号	在職証明書（就職内定書）	
様式第 4 号	在学証明書	
様式第 5 号	自立支援資金貸借契約書	／ 記入方法の説明
様式第 6 号	自立支援資金振込口座申請書	
様式第 7 号	住所、氏名変更届	
様式第 8 号	死亡届	
様式第 9 号	就業（修学）継続不能届	
様式第 10 号	辞退届	
様式第 11 号	離職届	
様式第 12 号	貸付停止届	
様式第 13 号	再就職届	
様式第 14 号	貸付再開届	
様式第 15 号	退学、休学、復学、卒業、停学届	
様式第 16 号	現況届	
様式第 17 号	自立支援資金返還猶予申請書	
様式第 18 号	自立支援資金返還方法届	
様式第 19 号	自立支援資金返還方法変更届	
様式第 20 号	自立支援資金返還当然免除事実発生届	
様式第 21 号	自立支援資金返還免除申請書	
様式第 22 号	自立支援資金貸付決定通知書	
様式第 23 号	自立支援資金貸付決定通知書（連帯保証人宛）	
様式第 24 号	自立支援資金貸付不承認通知書	
様式第 25 号	自立支援資金貸付不承認通知書（連帯保証人宛）	
様式第 26 号	自立支援資金貸付納入通知書	
様式第 27 号	自立支援資金返還猶予決定通知書	
様式第 28 号	自立支援資金返還猶予不承認通知書	
様式第 29 号	自立支援資金返還免除決定通知書	
様式第 30 号	自立支援資金返還免除不承認通知書	
様式第 31 号	福岡県自立支援資金貸付事業について（聴取）	
様式第 32 号	福岡県自立支援資金貸付事業について（回答）	
様式第 33 号	福岡県自立支援資金貸付事業について（意見書）	
様式第 34 号	自立支援資金貸付変更申請書	

自立支援資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 会長 様

申請者氏名 印

下記のとおり貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、貸付けを受けるに当たっては、貸付条件を遵守することを誓います。

1 申請者

ふりがな				性 別	男 ・ 女
氏 名	年 月 日 生				
本人住所	〒				
電話番号			携帯電話		
児童養護施設・里親等	施設等 または里親名				
	所 在 地	〒			
	電話番号				
	施設退所日または里親委託解除日	年 月 日（退所・退所予定）			
		年 月 日（里親委託解除・里親委託解除予定）			
児童相談所名					
進学・在学 する大学等	大学等名				
	所 在 地	〒			
	電話番号				
	入 学	年 月 日（第 学年在学中）			
	卒業見込	年 月 日			
勤務先	勤務先名				
	所 在 地	〒			
	電話番号				
	就 職	年 月 日			

2 貸付希望

生活支援費 注：進学者のみ	貸付期間	年 月 日～ 年 月 日 合計 か月
	貸付希望額	月 50,000円× か月
		総額 円
家賃支援費 ※賃貸借契約書の写し等、 <u>家賃額を証する書類を添付</u> してください。	家賃月額	円 ①
	住宅手当等 家賃補助額	円 ②
	差引①－②	円 ③※
	貸付期間	年 月 日～ 年 月 日 合計 か月
	貸付希望額	月額 円× か月 ※貸付月額は、③又は32,000円のうち、いずれか少ない額
		総額 円
資格取得支援費	資 格 名	
	資格取得予定 年 月 日	年 月 日
	就職予定 年 月 日	年 月 日
	貸付希望額	円 ※資格取得に要する費用から資格取得等特別加算費等を控除した額 (上限250,000円)
	資格取得等 特別加算費等	円

3 連帯保証人

ふりがな				性 別	男 ・ 女
氏 名	年 月 日 生				
自宅住所	〒				
電話番号			携帯電話		
勤務先	勤務先名				
	所在地	〒			
	電話番号				
月額所得（申請時）		円			
本人との関係					

同意書

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

親権者・法定代理人 氏 名
住 所
電 話
印

下記の者が、自立支援資金の貸付けを申請することに同意します。

ふりがな 氏 名	年 月 日生	性別	男 ・ 女
本人住所	〒		

備 考
戸籍抄本又は法定代理人を証する書類を添付してください。

貸付番号	J O	号
------	-----	---

在職証明書（就職内定書）

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 会長 様

氏 名 _____

住 所 _____

上記の者における当社の勤務状況について、下記のとおり証明する。

勤務期間

（入職） 年 月 日から （現在も在職 ☐ ）

（退職） 年 月 日まで

年 月 日

勤務先 所在地
 名 称
 電 話
 代表者

印

※社印を押印してください。

※上記勤務期間は所定労働時間が週 20 時間以上の期間をご記入ください。ただし週 20 時間未満となる場合は、週当たりの労働時間をご記入ください。

所定労働時間 週 _____ 時間

貸付番号	第号
------	----

在学証明書

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長様

氏名 _____

生年月日 _____年 ____月 ____日

住 所 _____

上記の者は、本校において平成・令和 ____年 ____月 ____日から下記のとおり在学していることを証明する。

修学先	所在地	〒
	名称	

年 ____月 ____日

修学先 所在地

名 称
代表者

印

貸付番号	J O	号
------	-----	---

印
紙

自立支援資金貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、自立支援資金について、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

（貸付）

第1条 甲は、乙に自立支援資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額等）

第2条 自立支援資金の貸付額は次のとおりとする。

貸付総額	_____円
家賃支援費	_____円
	貸付期間 _____年_____月から_____年_____月まで
	月額_____円 _____か月
生活支援費	_____円
	貸付期間 _____年_____月から_____年_____月まで
	月額_____円 _____か月
資格取得支援費	_____円

（連帯保証人）

第3条 連帯保証人は、自立支援資金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

（一時償還）

第4条 甲は、乙が福岡県自立支援資金貸付規程第17条の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県自立支援資金貸付規程及び貸付規程細則の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。
本契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長

乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

備考：連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

様式第5号

貸付番号

自立支援資金貸借契約書は、2部準備してください。
そのうち1部に次の金額の収入印紙を張り付け、割印
をお願いします。

収入印紙は、貸付金額が

○10万円を超え50万円以下の場合	<u>400円</u>
○50万円を超え100万円以下の場合	<u>1,000円</u>
○100万円を超える場合	<u>2,000円</u>

県社協
公印

印紙

自立支援資金貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と 氏 名
（以下「乙」という。）は、自立支援資金について、次の各条に定めるところにより、貸借
契約を締結する。

（貸付）

第1条 甲は、乙に自立支援資金を貸与し、乙は

収入印紙に、貸付申請者と連帯保証人
で割印をします。連帯保証人は実印と
なります。裏面も同じ印で押印してく
ださい。

（貸付額等）

第2条 自立支援資金の貸付額は次のとおりとする。

貸付総額	<u>4,186,000</u> 円
家賃支援費	<u>1,536,000</u> 円
月額	<u>32,000</u> 円 <u>48</u> か月
貸付期間	____年____月から____年____月まで
生活支援費	<u>2,400,000</u> 円
月額	<u>50,000</u> 円 <u>48</u> か月
貸付期間	____年____月から____年____月まで
資格取得支援費	<u>250,000</u> 円

（連帯保証人）

第3条 連帯保証人は、自立支援資金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

（一時償還）

第4条 甲は、乙が福岡県自立支援資金貸付規程第17条の各号のいずれかに該当すると
認めたときは、一時償還を請求することができる。

（貸付規程等との関係）

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県自立支援資金貸付規程及び貸付
規程細則の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。
本契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

日付は記入しないでください。

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長

乙 住 所
氏 名



連帯保証人 住 所
氏 名



備考：連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

様式第 6 号

貸 付 番 号	第 号
---------	-----

自立支援資金 振込口座申請書

年 月 日

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

申出の事由	1 : 新規 2 : 口座の変更
住 所	〒 ー
フリガナ	
氏 名	印

私は、次のとおり、自立支援資金振込口座を（ 申出 ・ 変更申出 ）ます。

振 込 先	銀 行 名		支店名				
	口座の種類	1 : 普通預金 2 : 当座預金					
	口 座 番 号						
口座名義	フリガナ						

※本書裏面に預金通帳（口座名義・口座番号の確認ができるもの）のコピーを添付のこと

※指定する振込口座は貸付申請者名義に限る

様式第7号

貸付番号	第 号
------	-----

住所、氏名変更届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名
電 話 印

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

借 受 者	旧	氏 名				
		住 所				
	新	ふりがな 氏 名				
		住 所	〒 電話 () ー			
連帯保証人	旧	氏 名				
		住 所				
	新	ふりがな 氏 名				
		続 柄				
		生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女	
		住 所	〒 電話 () ー			
連帯保証人 勤 務 先	旧					
	新	〒 電話 () ー				
変 更 理 由						
変更年月日	年 月 日					

備 考
住民票など変更事項を証明する書類を添付してください。

様式第8号

貸付番号	第	号
------	---	---

死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

連帯保証人（※）住 所 〒

氏 名
電 話 印

下記のとおり届け出ます。

借 受 者	住 所	
	氏 名	
死亡年月日	年 月 日	
死亡原因		
学校名等	所在地	
	名 称	
勤 務 先	所在地	
	名 称	

備 考
死亡診断書等、証明書類を添付してください。
※連帯保証人がいない場合は、児童養護施設長又は児童相談所長とすることができる。

様式第9号

貸付番号	第	号
------	---	---

就業（修学）継続不能届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

連帯保証人（※）住 所 〒

氏 名
電 話 印

下記のとおり届け出ます。

借受者	住 所	
	氏 名	
事実発生 年 月 日	年 月 日	
事実発生 の 内 容		
学校名等	所在地	
	名 称	
勤 務 先	所在地	
	名 称	

備 考

死亡診断書等、証明書類を添付してください。

※連帯保証人がいない場合は、児童養護施設長又は児童相談所長とすることができる。

様式第10号

貸付番号	第 号
------	-----

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印
電 話

下記のとおり自立支援資金の貸付けを辞退しますので届け出ます。

勤 務 先	
大学等名	
貸付内容	家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費
貸 付 額	家賃支援費 円 生活支援費 円 資格取得支援費 円
貸付契約 年 月 日	年 月 日
借用済額	家賃支援費 円 生活支援費 円 資格取得支援費 円
辞退理由	

様式第 1 1 号

貸 付 番 号	第 号
---------	-----

離 職 届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印
電 話

下記のとおり離職しましたので届け出ます。

離職年月日	年 月 日	
勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日	
旧 勤 務 先	所在地	〒
	名 称	
理 由		

備 考
在職証明書（様式第 3 号）を添付してください。

様式第12号

貸付番号	第 号
------	-----

貸付停止届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印
電 話

下記のとおり貸付停止事由が生じたので届け出ます。

事実の発生日	年 月 日
事実の発生理由	

様式第13号

貸付番号	第	号
------	---	---

再就職届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印
電 話

下記のとおり再就職しましたので届け出ます。

新	勤務年月日	年 月 日	
	勤 務 先	所在地	〒
		名 称	
旧	勤務年月日	年 月 日から 年 月 日	
	勤 務 先	所在地	〒
		名 称	

様式第14号

貸付番号	第 号
------	-----

貸付再開届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名
電 話 印

下記のとおり届け出ます。

貸付停止年月日	年 月 日
貸付停止の理由	
貸付再開年月日	
貸付再開の理由	

様式第15号

貸付番号	第 号
------	-----

退学、休学、復学、卒業、停学届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印
電 話

この度、大学等を（退学、休学、復学、卒業、停学）しましたので下記のとおり届け出ます。

大学等名	(平成・令和 年 月 日入学)
届出事項	1 退学 (年 月 日)
	2 休学 (年 月 日から 年 月 日まで)
	3 停学 (年 月 日から 年 月 日まで)
	4 復学 (年 月 日)
	5 卒業 (年 月 日)
理 由	

※上記事実を証する書類がある場合は、それらの写しを添付すれば下記の証明は不要。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

修学先 所在地

名 称 印
代表者

様式第16号

貸付番号	第 号
------	-----

現 況 届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印
電 話

下記のとおり現況について届け出ます。

勤務先	所在地	〒
	名 称	
	所定労働時間	週 時間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

勤務先 所在地

名 称 印
代表者

※毎年4月15日までに提出してください。

※勤務先の証明日は4月1日以降のものを提出してください。

貸付番号	J O	号
------	-----	---

自立支援資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話

次のとおり自立支援資金の返還債務の履行猶予を受けたいので関係書類を添えて申請します。

貸 付 種 類	家賃支援費 ・ 生活支援費	資格取得支援費
貸 付 額	円	円
貸 付 期 間 ・ 日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
既 返 還 済 額	円	円
施設退所日または里親委託解除日	年 月 日	年 月 日
返還猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予申請理由	1 就労を行っているため。 2 求職活動中であるため。 3 引き続き修学を行っているため。 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるため。 その他やむを得ない事由（ ） ※該当する番号を○で囲み、備考による書類を添付すること。	

備 考：次の書類を添付すること。

- 1 就労している場合は、在職証明書（様式第3号）
- 2 求職活動中である場合は、就労支援機関等による証明書
- 3 引き続き修学している場合は、在学証明書（様式第4号）または大学等が発行する在学を証明する書類
- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類

貸付番号	J O	号
------	-----	---

自立支援資金返還方法届

年 月 日

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話

下記により自立支援資金の返還方法を届け出ます。

貸 付 種 類	家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費		
貸付を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで		
返 還 す べ き 額	円		
返 還 方 法 及 び 額	☐ 一回払い		
	☐ 半 年 賦	1回あたり 最終回	円 円 (回払い)
	☐ 月 賦	月 最終回	円 円 (回払い)
返 還 完 了 年 月 日	年 月 日		
内 訳	一回払いによる納期限	年 月 25日	
	半年賦による納期限	年 月から 毎年 月と 月の25日	
	月賦による納期限	年 月から 毎月25日	
返 還 理 由			

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（月数）の2倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付けを受けた期間4倍の期間内とする。）

貸 付 番 号	第 号
---------	-----

自立支援資金返還方法変更届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印
電 話

下記により自立支援資金の返還方法を変更しますので届け出ます。

賃 借 し た 費 目		家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費	
旧 返 還 明 細	返 還 す べ き 額	円	
	返 還 方 法 及 び 額	・ 一回払い ・ 半年賦 ・ 月賦 月 / 回 (最終月 円)	
	返 還 完 了 年 月 日	年 月 日	
新 返 還 明 細	返 還 す べ き 額	円	
	返 還 方 法 及 び 額	・ 一回払い ・ 半年賦 ・ 月賦 月 / 回 (最終月 円)	
	返 還 完 了 年 月 日	年 月 日	
返 還 方 法 内 訳	月 賦 に よ る 納 期 限	年 月 から 毎月 25 日	
	半 年 賦 に よ る 納 期 限	回数	納 期 限
		1	年 月 25 日
		2	年 月 25 日
	一 回 払 い に よ る 納 期 限	年 月 25 日	
返 還 理 由			

- 備 考
- 1 返還方法については、1 回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
 - 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（月数）の 2 倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付けを受けた期間の 4 倍の期間内とする。）

貸付番号	J O	号
------	-----	---

自立支援資金返還当然免除事実発生届

年 月 日

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話

福岡県自立支援資金貸付規程第15条に規定する事実が発生しましたので下記のとおり届け出ます。

貸付種類	家賃支援費 ・ 生活支援費	資格取得支援費
免除を受ける理由	☐ 5年間、就業を継続したため ☐ 5年間の就業期間中、業務に起因する心身の故障のため就業継続が困難になったため	☐ 2年間、就業を継続したため ☐ 2年間の就業期間中、業務に起因する心身の故障のため就業継続が困難になったため
貸付を受けた額	円	円
免除を受けようとする額	円	円
貸付期間・日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
勤務先の名称及び在職期間	名 称	在 職 期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
	※在職期間を合算して届け出る場合、勤務先をそれぞれ記入すること。	

備 考：次の書類を添付すること。

- 1 在職証明書（様式第3号）
- 2 休職又は停職等の期間がある場合はそれを証する書類
- 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む）は、その事実を証する書類。

貸付番号	J O	号
------	-----	---

自立支援資金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話

下記のとおり自立支援資金の返還免除について申請します。

貸付種類	家賃支援費 ・ 生活支援費	資格取得支援費
免除を受ける理由	☐ 自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続した場合 ☐ その他 { } ☐ 離職理由 { }	☐ 1年以上就業を継続したとき ☐ その他 { } ☐ 離職理由 { }
貸付を受けた額	円	円
貸付期間 ・ 日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
既返還済額	円	円
免除を受けようとする額	円	円
勤務先の名称及び在職期間	名 称	在 職 期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
	※在職期間を合算して届け出る場合、従事先をそれぞれ記入すること。	

備 考：次の書類を添付すること。

- 1 在職証明書（様式第3号）
- 2 休職又は停職等の期間がある場合はそれを証する書類
- 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む）は、その事実を証する書類。

※貸付規程細則10条2により特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

様

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会

会長 ○ ○ ○ ○

自立支援資金貸付決定通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金は、審査の結果、下記のとおり貸付決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号				貸付決定日		. .	
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅			携帯		
連帯保証人	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅			携帯		
貸付金額	総額	円		貸付月数		箇月	
	内訳	家賃支援費		生活支援費		資格取得支援費	
		月額 円		月額 円		円	
貸付期間		. . ~ . .		. . ~ . .		. . ~ . .	
備考							

連帯保証人及び児童養護施設長 様社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 ○ ○ ○ ○

自立支援資金貸付決定通知書

以下の申請者がお申し込みになりました自立支援資金は、審査の結果、下記のとおり貸付決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号				貸付決定日		. .	
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅			携帯		
連帯保証人	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅			携帯		
貸付金額	総額	円		貸付月数		箇月	
	内訳	家賃支援費		生活支援費		資格取得支援費	
		月額 円		月額 円		円	
貸付期間		. . ~ . .		. . ~ . .		. . ~ . .	
備考							

様

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会

会長 ○ ○ ○ ○

自立支援資金貸付不承認通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金は、審査の結果、下記のとおり貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号				貸付不承認決定日		. .	
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅			携帯		
連帯 保証人	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅			携帯		
備考							

連帯保証人及び児童養護施設長 様

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会

会長 ○ ○ ○ ○

自立支援資金貸付不承認通知書

以下の申請者がお申し込みになりました自立支援資金は、審査の結果、下記のとおり貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号				貸付不承認決定日		. .	
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
連帯保証人	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
備考							

様

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会

会長 ○ ○ ○ ○

自立支援資金返還猶予決定通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金の返還猶予は、審査の結果、下記のとおり猶予決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号			猶予決定日		
貸借した費目	家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費				
貸付	契約日	年 月 日			
	貸付金額 (元金)			返還残額	
猶予	年 月～ 年 月 (箇月間)				
	返還免除額			返還残額	
返還	返還期限 (猶予後)			返還期限 (猶予前)	
対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅			携帯
備考					

様

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会

会長 ○ ○ ○ ○

自立支援資金返還猶予不承認通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金の返還猶予は、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号			不承認決定日		
貸借した費目	家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費				
貸付	契約日	年 月 日			
	貸付金額 (元金)		返還残額		
返還期限		年 月 日			
対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

様

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会

会長 ○ ○ ○ ○

自立支援資金返還免除決定通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金の返還の免除は、審査の結果、下記のとおり免除決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸 付 番 号				免除決定日		. .		
賃 借 し た 費 目		家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費						
貸 付	契 約 日	年 月 日						
	貸付金額 (元金)			返還済額				
	返還済元金			返還済延滞利子				
免 除	返還免除額 (元金)			返還残額				
	返還残元金			返還残延滞利子				
対 象 者		フリガナ						
		氏名						
		住所						
		電話	自宅			携帯		
備 考								

様

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会

会長 ○ ○ ○ ○

自立支援資金返還免除不承認通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金の返還の免除は、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸 付 番 号				不承認決定日		. .	
賃 借 し た 費 目		家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費					
貸 付	契 約 日	年 月 日					
	貸付金額 (元金)			返還済額			
	返還済元金			返還済延滞利子			
対 象 者		フリガナ					
		氏名					
		住所					
		電話	自宅			携帯	
備 考							

〇〇児童相談所所長 様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

福岡県自立支援資金貸付事業について（聴取）

下記の者から貸付申請がありましたので、福岡県自立支援資金貸付規程第 9 条第 2 項の規定により
貴所の意見を求めます。

ふりがな 氏 名	年 月 日生	性別	男 ・ 女
本人住所	〒		
児童養護 施設名等			
児童相談所名			

児第 号
年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

〇〇児童相談所長

福岡県自立支援資金貸付事業について（回答）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付福祉協発第〇〇〇〇号で意見聴取のありました下記の者については、福岡県自立支援資金貸付規程第 4 条に規定する貸付対象に 該当します。
該当しません。

ふりがな 氏 名	年 月 日生	性別	男 ・ 女
本人住所	〒		
児童養護 施設名等			

児第 号
年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

〇〇児童相談所長

福岡県自立支援資金貸付事業について（意見書）

里親等に 委託中・委託解除後 の下記の者については、福岡県自立支援資金貸付規程第 4 条に規定する貸付対象に 該当します。
該当しません。

ふりがな 氏 名	年 月 日生	性別	男 ・ 女
本人住所	〒		
里親委託状況	委託年月日 年 月 日から 年 月 日まで 委託解除年月日 年 月 日解除（予定）		
備 考			

自立支援資金貸付変更申請書

年 月 日

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり貸付契約内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな				性 別	男 ・ 女
氏 名	年 月 日 生				
本人住所	〒				
電話番号			携帯電話		

	現在の貸付契約内容	変更後の貸付契約内容
生活支援費	月 円× か月	月 円× か月
	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	円	円
	円	円
家賃支援費	月 円× か月	月 円× か月
	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	円	円
	円	円
合 計	円	円

※生活支援費の変更

医療費の貸付を受ける場合は、その金額がわかるものを添付してください。

※家賃支援費の変更

賃貸借契約書の写し等、家賃額を証する書類を添付してください。また、前年度に家賃支援費の貸付けを受けた者は、家賃振込を証する書類を添付してください。

福岡県自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下、「本会」という）は福岡県自立支援資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返還）の状況や求職・就業の状況等について正確に把握するとともに、適切な債権管理を目的に、本事業に必要な個人情報を取得し、本事業に必要な範囲で利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、本事業の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用において

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、本貸付規程第4条に規定する児童養護施設・里親等のほか、児童相談所等関係行政機関、金融機関、その他貸付内容に係る関係機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外へ利用しません。

また、上記3「個人情報の利用について」において示した外部の提供を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、次のような場合には、あらかじめ同意を得ないで、上記1「個人情報の利用目的」以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・法令又は条例の規程に基づく場合
- ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6. 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

福岡県自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下、「本会」という）は福岡県自立支援資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返還）の状況や求職・就業の状況等について正確に把握するとともに、適切な債権管理を目的に、本事業に必要な個人情報を取得し、本事業に必要な範囲で利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、本事業の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用において

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、本貸付規程第4条に規定する児童養護施設・里親等のほか、児童相談所等関係行政機関、金融機関、その他貸付内容に係る関係機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外へ利用しません。

また、上記3「個人情報の利用について」において示した外部の提供を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、次のような場合には、あらかじめ同意を得ないで、上記1「個人情報の利用目的」以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・法令又は条例の規程に基づく場合
- ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態で保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6. 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

【福岡県自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱同意書】

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会会長 様

私は、福岡県自立支援資金貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

貸付申請者

令和 年 月 日

連帯保証人

令和 年 月 日

(本人自筆) _____ (印)

(本人自筆) _____ (印)

福岡県自立支援資金 貸付規程細則

（目的）

第1条 この細則は、福岡県自立支援資金貸付規程（以下「貸付規程」という。）第28条の規定に基づき、自立支援資金の貸付けに当たり必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この細則において使用する用語の意義は、貸付規程において使用する用語の意義の例による。

（貸付対象者）

第2条 福岡県自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号に定める資格要件を備える者とする。

- 一 貸付対象者は、福岡県内に所在する児童養護施設等に入所中又は退所した者並びに里親等に委託中又は委託を解除された者とする
- 二 規程第4条の一及び二に規定する「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から経済的支援が見込まれない状態をいう
- 三 進学者は、大学等への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等の在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とする
- 四 就職者は、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者とする
- 五 就職者には、県が事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとする

（貸付期間）

第3条 規程第5条の一及び二に規定する「大学等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないこと。

（貸付金の限度）

第4条 資格取得支援費の貸付けについては、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支給される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。

（親権者等法定代理人の同意書）

第5条 規程第8条に規定する親権者等法定代理人の「同意書」については、資金の貸付けに当たって、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要として差し支えない。

(自立支援資金の支払方法及び時期)

第6条 自立支援資金のうち、家賃支援費及び生活支援費は、次の表に定める日に口座振込により分割(年3回)して口座振替の方法により支払うものとする。ただし、第3回の交付月日以降に貸付決定したものについては、3月31日に一括して支払うものとする。

区分	交付内容	交付月日
第1回	4月～ 7月分	6月1日
第2回	8月～11月分	10月1日
第3回	12月～ 3月分	2月1日

※交付月日が土日・祝祭日の場合、直近の平日とする。

2 資格取得支援費は、貸付決定後30日以内に一括で支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人は、原則として1名とする。

2 なお、規程第7条に規定する「連帯保証人を立てない場合」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいらない又は保護者等がいる場合でも、連帯保証を受けられない場合をいう。

(就業期間)

第8条 規程第15条の免除となる就業継続期間前に、離職したとき又は就職先の倒産等により就労することができなくなったときは、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えること。

このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなす。

なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。

2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。)

(返還の債務の当然免除)

第9条 規程第15条に規定する免除の対象となる就業は、1週間の所定労働時間が20時間以上とし、1日当たりの労働時間については特段の定めは設けない。

(返還の債務の裁量免除)

第10条 規程第21条の一及び二に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、県社協会長が真にやむを得ないと判断した場合に限り、適用する。

2 規程第21条の三に規定する返還の債務の裁量免除は、この貸付けが児童養護施設退所者等の自立の促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十

分把握の上、県社協会長の判断により、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

3 裁量免除の額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、規定第21条の四の免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

（貸付台帳の作成）

第11条 自立支援資金の貸付決定を受けた者については、氏名、貸付決定日、貸付額等を貸付台帳として整理し、債権の状況等を整理するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月25日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年1月19日に施行し、令和5年4月1日から適用する。